

第13回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年7月28日（火） 午後5時00分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況について

(3) 北海道における取組について

(4) 各局区における取組状況等について

(5) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第19回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（7/27 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

(単位：人)

陽性者(累計)	現在患者	入院			死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
		入院	宿泊療養	調整中		
886	75	33	35	7	55	756

(2) 男女別・年代別内訳

(単位：人)

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	非公表	計
男性	6	10	34	41	53	57	60	67	32	12		11	383
女性	1	9	58	40	40	61	52	65	54	37	2	16	435
非公表			1			4	2	1				60	68
計	7	19	93	81	93	122	114	133	86	49	2	87	886
現在患者		3	19	12	8	1	3	4	5	3		17	75
陰性確認者	7	16	74	69	85	120	103	111	65	39	1	66	756
死亡者						1	8	18	16	7	1	4	55

2 対応状況

(1) 対策本部

○ 7月9日 第12回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
- ・ 災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。
- ・ 7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。

○ 6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、

より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。

- ・ 6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分かりやすい位置に「北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- ・ 市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・ 第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。
- ・ 6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・ 緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・ 市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行う

とともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。

- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。
- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。

- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないよう、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。
また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。
- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理

と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。

- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。
- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。
- ・なお、再開後であっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様へ混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相

談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。

- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。
- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。
- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>

- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないよう、準備をすること。
- ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。

- ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。
- 3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換
 - ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。
- 3月17日 第5回対策本部会議

<指示事項>

 - ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
 - ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくることが想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
 - ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
 - ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
 - ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。
 - ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願います。
 - ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底をお願いします。
 - ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくようお願いする。
- 3月6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））
- 3月3日 札幌市感染症対策室設置
- 3月1日 国立感染症研究所の職員派遣受入
- 2月29日 第4回対策本部会議

<指示事項>

 - ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。
 - ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
 - ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
 - ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
 - ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響が

ないようにすること。

- ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないように、特に注意すること。

○2月22日 第3回対策本部会議

<指示事項>

- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。

○2月18日 第2回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築

○1月30日 第1回対策本部会議

(2) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（7/21現在）

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】

相談件数（累計）※：18,199件【前週比+361】（来所6,453件、電話11,746件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】

相談件数（累計）：2,316件【前週比+172】（来所2,275件、電話41件）

- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】

相談件数（累計）：2,272件【前週比+137】（来所857件、電話1,415件）

	既存の相談 (経営相談・融資対象認定等)		機能拡充部分 (融資申請サポート、 税、感染予防相談)		機能拡充部分 (雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等)		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1347	1991	0	0	0	0	3338
4月	2372	3051	30	22	0	0	5475
5月	1969	3801	855	5	400	713	7743
6月	584	1860	890	7	345	511	4197
合計	6310	10785	1775	34	745	1224	20873

②融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（7/21現在）

認定件数（累計）：14,377件【前週比+462】

【業種】飲食業1,868件、小売業2,009件、建設業3,110件、運輸業427件、製造業462件、電気・ガス・熱供給・水道業185件、保険業55件、卸売業710件、不動産業959件、宿泊業136件、医療・福祉862件、情報通信業262件、教育・学習支援業93件、サービス業3,236件、林業・鉱業3件

※その他

- ・5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施中。(公表は6月上旬を予定)
- ・(5/11)事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式HPに公開
- ・(4/20)事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・(4/15)経済団体等9団体と市長・3副市長による緊急懇談を実施。
- ・(3/31)札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・(3/16)民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1 時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・(3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開

(3) 教育関連施設

- ・7月11日に伏見小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学年を臨時休業とした(7/13~23)。
- ・6月12日で、少人数短時間登校(園)日設定期間終了。
- ・6月1日から、園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校(園)日を設定。
- ・特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施(～5/31)。
 ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1~12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。
- ・特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施(4/22~5/6)
 ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27~5/1)。
- ・北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施(4/14~5/6)。
 ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施(4/13~22)。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止。
 ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供(毎週木曜日更新)。

(4) 地下鉄・市電

- ・4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施(手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。)
 - ・地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表 (3/18～、毎週水曜日更新)
 - ・2/29 通学定期券の払い戻し(手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了)
 - ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施(消毒: 3/2～、換気: 3/3～)
- ※当分の間継続実施

(5) 市有施設

別紙「市有施設の状況」のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出(4/24、4/28、5/5、6/1)
- ・市民の皆さまへのメッセージを发出(2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9)

○総務局

- ・(3/9) 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式 HP のトップページに掲載
- ・(2/25) 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者(21社)に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

- ・(5/8) 市内関係大学(8大学)に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり(5/18)。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学(17大学)に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼

○財政局

- ・(5/12) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」(市公式 HP に徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)
- ・(4/28) 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」(市公式 HP に市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- ・(4/22) 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」(市公式 HP に法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- ・(4/20) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」(市公式 HP に縦覧期間延長について掲載)
- ・(4/17) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」(市公式 HP に契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- ・(4/10) 「夜間電話納税相談と市民税・道民税(個人住民税)申告書に係る提出期限の取扱いについて(新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式 HP

掲載)

- ・(4/9)「軽自動車税(種別割)の減免申請について」(市税 HP に郵送での申請受付を掲載)
- ・(3/24)「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」(不動産業界団体へ向けた市税証明(評価証明)の郵送請求活用依頼)
- ・(3/10)「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」(市税 HP での感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨)
- ・(3/5)「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」(市公式 HP に入札方法に関するお知らせを掲載)
- ・(2/25)「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」(市公式 HP での感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

○市民文化局

- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載
- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- ・(2/21 以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(75 件(6/29 時点)先週から2件増)を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載。
- ・(6/4 以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(6/1 以降) 各单位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至ってい

る方も対象となる。

- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26 以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼（各区保健福祉課から通知）
- ・(2/25 以降) 各单位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼（各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付）
- ・(2/25) (一社) 札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- ・(1/29) 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について（※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。）

○子ども未来局

- ・(6/10) 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27) 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1) 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14 以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/22) 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23 からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13) 市内小学校の 4/14 からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13) 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27) 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9) 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を 5/29 まで一部延長
- ・(3/5) 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

- ・(5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請

- ・(5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- ・(5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- ・(4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- ・(4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- ・(4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- ・(3/9) ライバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- ・(3/3) 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- ・(2/27) 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- ・(1/30以降適宜) 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送

○環境局

- ・(7/9) 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間（9：00～16：30）に変更することを市公式HPに掲載。
- ・(5/19) 大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9：00～16：30を10：00～16：30に変更）について、市公式HPに掲載
- ・(5/13) 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- ・(5/8) 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- ・(5/8) 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- ・(4/30) 使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HPに掲載

- ・(3/7)使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式 HP に掲載

○建設局

- ・(7/7) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式 HP に掲載
- ・(5/30) ていねプールの営業中止について市公式 HP に掲載
- ・(5/15) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式 HP に掲載
- ・(4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式 HP に掲載
- ・(4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式 HP に掲載
- ・(3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式 HP に掲載
- ・(3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

- ・(4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載
- ・(3/11) 来庁せずに行える手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

- ・(3/24) 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・(3/2) 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

- ・(3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・(2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・(2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- ・(1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- ・(1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・(1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

- ・(3/6) 来庁せずに行える手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

- ・(3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病

- 院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・ (3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

市有施設の状況(2020.7.28時点)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	中央	札幌市公文書館	2020.4.17～2020.6.10	2020.6.11	閲覧室の利用時間は当面の午前9時30分から午後4時30分まで(資料の利用請求等の受付は午後4時まで)。閲覧室利用者は来館日時について要事前連絡。	総)公文書館(521-0205)
スポーツ施設	白石	札幌国際交流館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日より専用利用の開放を再開。 6月16日より一般開放を再開。 トレーニングルーム及びプール探検室は引き続き利用休止。 その他、利用人数や利用目的に応じて制限あり。	総)国際部交流課(211-2032)
その他	中央	大通情報ステーション	2020.3.2～2020.4.3 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		政)都心まちづくり課(211-2692)
その他	白石	札幌市共同利用館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)アイヌ施策課(211-2277)
その他	南	アイヌ文化交流センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は休館日 当面の間、団体予約は200名まで	市)アイヌ施策課 (連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター 596-5961)
その他	全区	区民センター(計10施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	全区	地区センター(計24施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	地区集会所(篠路)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	篠路コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	厚別	札幌市厚別中央市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	清田	札幌市清田市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	南	地区集会所(定山溪)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	手稲	手稲コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	白石	札幌市計量検査所(定期検査センター)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)札幌市計量検査所(846-6681)
その他	中央	市民活動プラザ星園(貸室)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室利用は定員の半分以下	市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市市民活動サポートセンター(札幌エルプラザ 2階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	機器などの利用に一部制限あり	市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市消費者センター(札幌エルプラザ 2階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月19日より事前の電話相談後の来所相談を再開	市)消費生活課(211-2245)
文教施設	北	札幌市男女共同参画センター(札幌エルプラザ1、3、4階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室収容人数に制限あり 物品等について一部貸出制限あり	市)男女共同参画課(211-2962)
文教施設	中央	旧札幌農学校演武場(時計台)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	豊平館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	清華亭	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	新琴似屯田兵中隊本部	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	屯田郷土資料館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	札幌村郷土記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	つきさつぶ郷土資料館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.3	6月1日・2日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	福住開拓記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	南	旧黒岩家住宅(旧籬舞通行屋)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	琴似屯田兵村兵屋跡	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	手稲記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数・利用目的など一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	丘珠縄文遺跡	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示に一部制限あり 体験メニュー、団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	埋蔵文化財センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示に一部制限あり 団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	旧札幌控訴院(札幌市資料館) ※ おおば比呂司記念室、SIAFラウンジを含む	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民交流プラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌コンサートホール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市教育文化会館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民ギャラリー	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	あけぼのアート&コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	さっぽろ天神山アートスタジオ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	利用人数に一部制限あり 滞在スタジオ:道内在住者は7月10日から、国内在住者は8月1日から利用再開。	市)文化振興課(211-2261)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(子どもアトリエ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸館)	2020.2.29～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(有島武郎旧邸)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アートホール)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(野外ステージ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アトリエ、ロッジ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	北	情報センター(札幌エルプラザ 1階)	2020.3.1～2020.6.30	2020.7.1		市)男女共同参画課(211-2962)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸研究室等)	2020.3.1～2020.6.21	2020.6.22		市)文化振興課(211-2261)
その他	西	ターミナルプラザことにパトス	2020.2.23～未定	未定		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26	○(貸館)新規利用申込の受付は6月2日再開 ○利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋内美術館)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋外美術館)	2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26		市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	博物館活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 展示等に一部制限あり	市)文化振興課博物館担当係(374-5002)
スポーツ施設	中央	北ガスアリーナ札幌46	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島体育センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	大倉山ジャンプ競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	宮の森ジャンプ競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	荒井山ジャンツェ	2020.5.20～2020.5.31 (～5.19は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島公園庭球場	2020.5.1～2020.5.31 (～4.30は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
文教施設	中央	札幌オリンピックミュージアム	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	北区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	麻生球場 (庭球場含む)	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東区体育館	2020.4.14～2020.12.28 (5.1～工事休館)	未定	改修工事のため12月28日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東温プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	美香保体育館 (公園野球場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	スポーツ交流施設(つどーむ) (庭球場、パークゴルフ場、球技場等含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	改修工事のため令和3年1月31日まで屋内のみ利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東雁来公園サッカー場	2020.4.20～2020.5.31 (～4.19は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別公園競技場 (補助競技場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 主競技場は工事のため利用開始時期未定	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平区体育館 (付属野球場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平公園温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は、6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 改修工事のため7月1日～9月15日はスケートリンクのみ利用 休止	ス)施設課(211-3045)

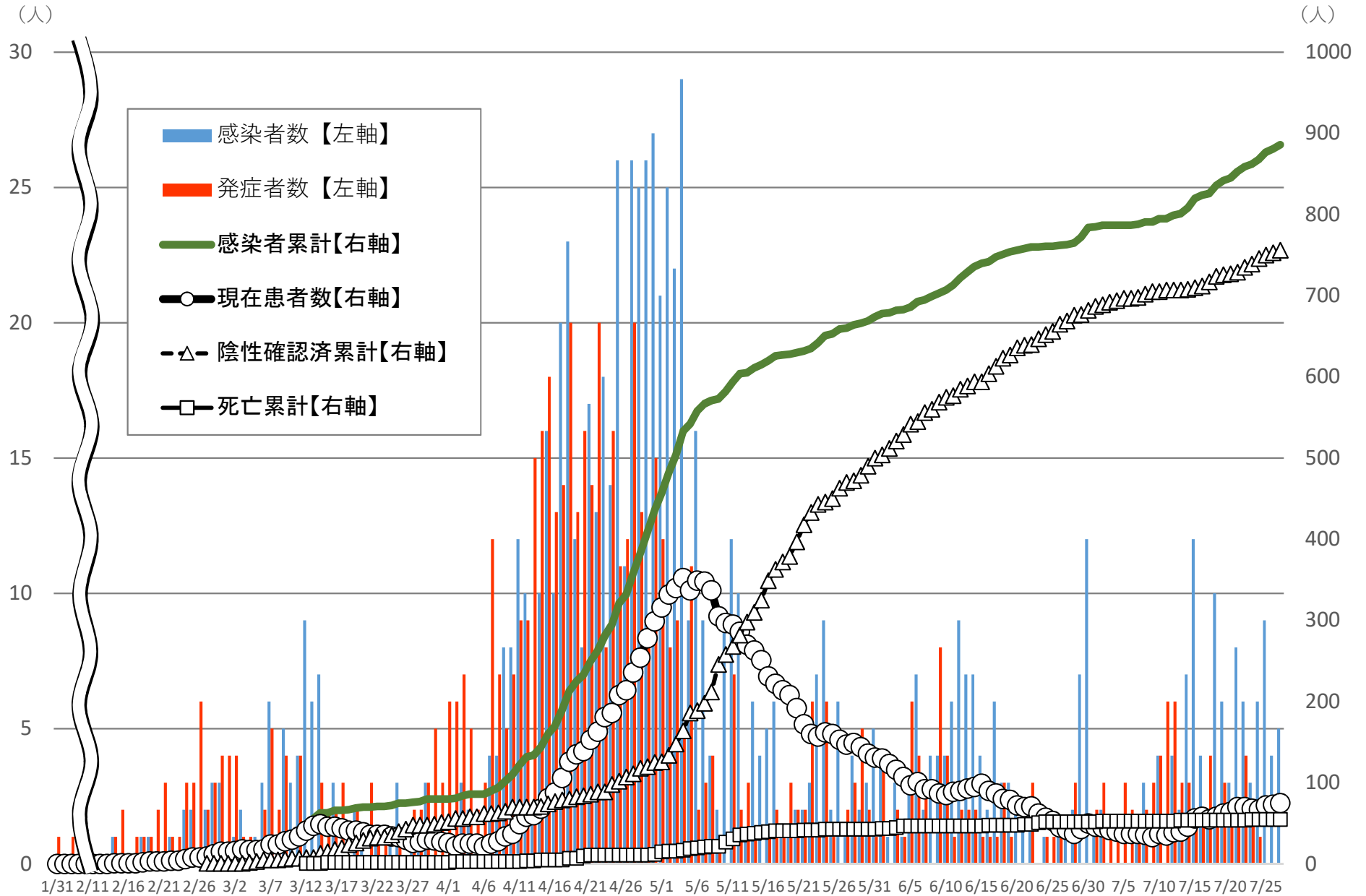
施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
スポーツ施設	豊平	月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場)	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	どうぎんカーリングスタジアム	2020.4.14～2020.5.31 (～6.30は水張替休館)	2020.7.1	水張替のため6月30日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸庭球場	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	札幌ドーム	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日以降、準備ができた施設から再開	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	清田区体育館・温水プール	2020.4.14～2020.5.31 (6.15～工事休館)	2020.6.1	改修工事のため6月15日～令和3年3月末は休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	白旗山競技場	(～5.31は供用期間外) (～6.15は芝メンテナンス)	2020.6.16	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	南区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	藤野野外スポーツ交流施設 (フツズ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり。BBQコーナーは利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	西区体育館・温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	宮の沢屋内競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	星置スケート場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中央健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.1 ※教室は2.26から中止 ※健診は4.1～4.13再開	2020.6.2	6月2日より健診業務を再開し、6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月7日より順次再開)	保)保健所健康企画課(622-5153)
福祉施設	中央	社会福祉総合センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日から再開。貸会議室は利用人数を制限する(各室定員の50%以下)	保)地域福祉推進担当課(211-2932)
福祉施設	中央	中央老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	北	北老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	東	東老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	白石	白石老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	厚別	厚別老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	豊平	豊平老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	清田	清田老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	南老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
福祉施設	南	保養センター駒岡	2020.3.2～2020.6.15	2020.6.16	宿泊・休憩、レストラン、パークゴルフ場、教養講座(座学)、麻雀等一部再開。教養講座(運動・発声)、囲碁、ビリヤード、カラオケ等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	西	西老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み、7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	手稲	手稲老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み、7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	中央	視聴覚障がい者情報センター(貸室)	2020.2.25～2020.6.14	2020.6.15	・点字図書・録音図書の郵送貸出は従前より短縮対応(貸出受付時間短縮対応:火・水・金 8時45分～15時30分) ・一部の事業を6月15日より再開 ・新規貸室受付6月15日より再開(ただし利用人数等の制限あり)	保) 身体障害者更生相談所(631-6747)
福祉施設	西	身体障害者福祉センター	2020.4.14～2020.6.21	2020.6.22	6月22日から再開。利用人数など一部制限あり。※詳細については、施設HPでご確認いただくか、指定管理者札幌市身体障害者福祉協会(641-8850)にお問い合わせください。	保) 身体障害者更生相談所(641-8852)
スポーツ施設	東	東健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.15 ※教室は2.26から中止	2020.6.16	6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月14日より順次再開)	保) 保健所健康企画課(622-5153)
スポーツ施設	西	西健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.15 ※教室は2.26から中止	2020.6.16	6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月12日より順次再開)	保) 保健所健康企画課(622-5153)
文教施設	中央	札幌市こども人形劇場こぐま座	2020.2.28～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。利用人数など一部制限あり。7月11日より公演を再開。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	若者支援総合センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
文教施設	東	札幌市こどもの劇場やまびこ座	2020.2.28～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。利用人数など一部制限あり。7月4日より公演を再開。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	東	アカシア若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	白石	ポプラ若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	豊平	豊平若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	西	宮の沢若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	まちなかキッズサロンおどりんこ	2020.3.2～2020.6.14	2020.6.15	利用に一部制限あり	子) 子育て支援課(211-2988)
福祉施設	全区	児童会館・ミニ児童会館(計200施設)	2020.2.28～2020.6.13	2020.6.15	6月14日は通常休館日。 自由来館は一部の館から段階的に再開。ふりーたいむ(中高生の夜間利用)は休止。	子) 放課後児童担当課(211-2989)
その他	厚別	札幌市エレクトロニクスセンター	2020.4.13～5.31	2020.6.1	講堂のスポーツ利用は引き続き休止 利用人数など一部制限あり	経) IT・イノベーション課(211-2379)
レジャー・観光施設	中央	さっぽろテレビ塔	2020.3.2～2020.6.5	2020.6.6	※関係団体の所管する施設 1～3階はすでに営業再開。展望台は営業時間を短縮して6月6日より再開(10時00分～20時00分)	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	中央	札幌もいわ山ロープウェイ	2020.3.16～2020.5.31	2020.6.1	※関係団体の所管する施設 6月12日までは営業時間を短縮	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	北	北海道さっぽろ観光案内所	2020.4.18～2020.5.31	2020.6.1	10時00分～17時30分(通常8時30分～20時00分までのところ、時間を短縮)	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌コンベンションセンター	2020.4.15～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	豊平	さっぽろ羊ヶ丘展望台	2020.3.2～2020.5.31	2020.6.1	※関係団体の所管する施設	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌市産業振興センター	2020.4.16～2020.5.31	2020.6.1	利用人数・利用目的など一部制限あり	経) 経済企画課(211-2352)
レジャー・観光施設	東	サッポロさとらんど	2020.4.1～2020.5.31	2020.6.1	炊事場は休止。	経) 農政課(211-2406)
レジャー・観光施設	南	藻岩山登山者休憩所	2020.4.20～2020.6.18	2020.6.19		経) 観光・MICE推進課(211-2376)
その他	中央	札幌市中央卸売市場(市場見学、調理実習室のみ)	2020.2.25～未定	未定	市場見学、調理実習室(貸室)の休止	経) 中央卸売市場管理課(611-3111)
スポーツ施設	北	札幌サンブラザ温水プール	2020.4.13～未定	未定	緊急メンテナンスのため、6月1日以降も当面の間休止	札幌サンブラザ(717-2711)
レジャー・観光施設	北	札幌市環境プラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	7月10日からイベント、見学ツアー等を再開。見学ツアーは、申込者と感染症予防対策を協議のうえ実施。	環) 環境政策課(211-2877)
レジャー・観光施設	中央	円山動物園	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.3	7月1日より感染症対策を講じたうえで全面オープン	環) 経営管理課(621-1426)
その他	西	札幌市リサイクルプラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)
その他	厚別	札幌市リユースプラザ(厚別地区リサイクルセンター含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
その他	各区	各地区リサイクルセンター	2020.5.7～2020.5.31	2020.6.1	中央・北・西地区リサイクルセンター 一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環)循環型社会推進課(211-2928)
スポーツ施設	全区	公園内の運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場等)	(冬期利用休止)～ 2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	中央	旭山記念公園(森の家・レストハウス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	北	百合が原公園 (緑のセンター、リゾートレイン駅舎、世界の庭園)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	東	モエレ沼公園 (ガラスのピラミッド、フィールドハウス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	豊平	豊平公園緑のセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	建)みどりの管理課(211-2536)
その他	清田	平岡樹芸センター管理事務所(講義室、休憩所)	2020.4.29～2020.5.31	2020.6.2	4月29日からの開園を延期する形での閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	南	札幌市豊平川さけ科学館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 さかな館は天候に応じて休館の場合あり。	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	南	エドウィン・ダン記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	西	農試公園ツインキャップ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月15日より一般開放開始	建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	白石	川下公園リラククスプラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	プール、浴室は6月16日より開放	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	手稲	ていねプール	-	営業中止	令和2年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の遊水路	当面の間	未定		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の炊事広場	当面の間	未定		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	公園内の駐車場(計18施設)	2020.5.2～2020.5.25	2020.5.26	小金湯さくらの森は4月25日からの開園を延期する形での閉鎖、平岡樹芸は4月29日より閉鎖、天神山緑地は4月29日より閉鎖 豊平川緑地、小金湯さくらの森は6月1日より開放。天神山緑地は6月15日より開放	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	北	札幌市下水道科学館	2020.2.28～2020.4.6 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部展示は利用休止 ※4月13日は通常の休館日	下)経営企画課(818-3452)
スポーツ施設	東	伏古川水再生プラザ内運動施設 (テニスコート)	(冬期利用休止)～ 2020.5.31	2020.6.1		下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	市外	茨戸水再生プラザ内運動施設 (野球場)	(冬期利用休止)～ 2020.5.31	2020.6.1		下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	手稲	手稲水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	(冬期利用休止)～ 2020.5.31	2020.6.1		野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場、手)地域振興課(681-2445)
スポーツ施設	西	新川水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	野球場:2020.4.14～ 2020.5.31 テニスコート、パークゴルフ場: (冬期利用休止)～ 2020.5.31	2020.6.1		野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場、西)維持管理課(667-3201)
その他	全区	直営集会所(計34施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	当面の間、利用人数は定員の50%に制限	都)住宅課(211-2806)
文教施設	中央	札幌市水道記念館	2020.4.11～2020.6.1	2020.6.2	展示物、展示コーナーの一部のみ開放 団体の受け入れ、藻岩浄水場見学は当面休止	水)企画課(211-7014)
文教施設	白石	札幌市民防災センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部の体験コーナーは休止。利用可能なコーナーについては、同時利用人数などに制限あり。	消)総務部総務課(215-2010)
レジャー・観光施設	清田	清田中央・みどりパークゴルフ場	(冬期閉鎖を延長)～ 2020.5.31	2020.6.1	本来のオープンは令和2年4月29日	清)総務企画課(889-2006)
文教施設	西	視聴覚センター	2020.3.1～2020.3.31 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		教)学校教育部教育相談担当課(671-3249)
文教施設	南	北方自然教育園	2020.3.1～2020.4.6 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。一部事業・貸室の人数制限。→6月19日から屋内は定員の50%以下、屋外は十分な間隔に緩和。	教)学校教育部教職員育成担当課(211-3802)
文教施設	中央	カナモトホール(札幌市民ホール)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸ホール・貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)。→6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	中央	札幌市天文台	2020.4.14～2020.6.1	2020.6.2	6月1日は通常休業日。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	厚別	札幌市青少年科学館	2020.4.14～2020.6.1	2020.6.2	6月1日は通常休業日。 展示を一部休止。プラネタリウムは入場制限(50人)。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	豊平	札幌市月寒公民館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)。→6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)

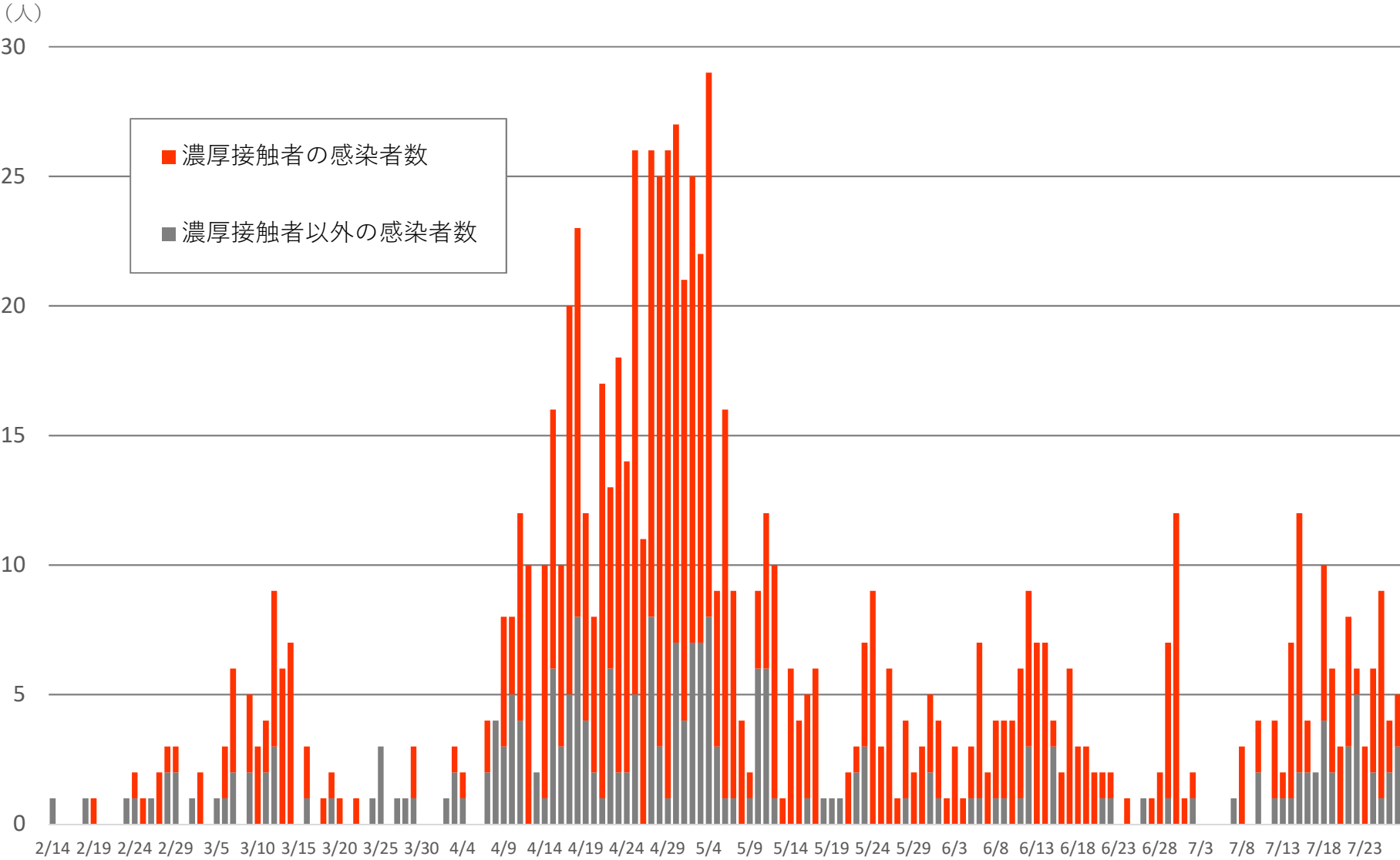
施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	西	札幌市生涯学習センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)→6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	南	札幌市定山溪自然の村	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	コテージやテントの一部利用を制限。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	南	札幌市青少年山の家	2020.3.1～2020.7.10	2020.7.11	5月28日公園内に熊の侵入を確認。施設が位置するすずらん丘陵公園を所管する開発局にて調査・点検を終え、安全が確認されたことに伴い、7月11日から営業再開。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	全区	図書館(計47施設)	2020.3.1～2020.3.31 2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26	6月11日からは、本棚の本や視聴覚資料を直接選んで貸し出すことを再開。館内にとどまって本を読むことやカウンターでの調査相談は休止。 6月25日からは館内閲覧・対面での調査相談を再開(施設により一部利用制限あり)。 7月16日からは読書室・閲覧室を開放。(施設により一部利用制限あり)。	教)中央図書館利用サービス課(512-7320)

札幌市における発症状況（7月27日現在）

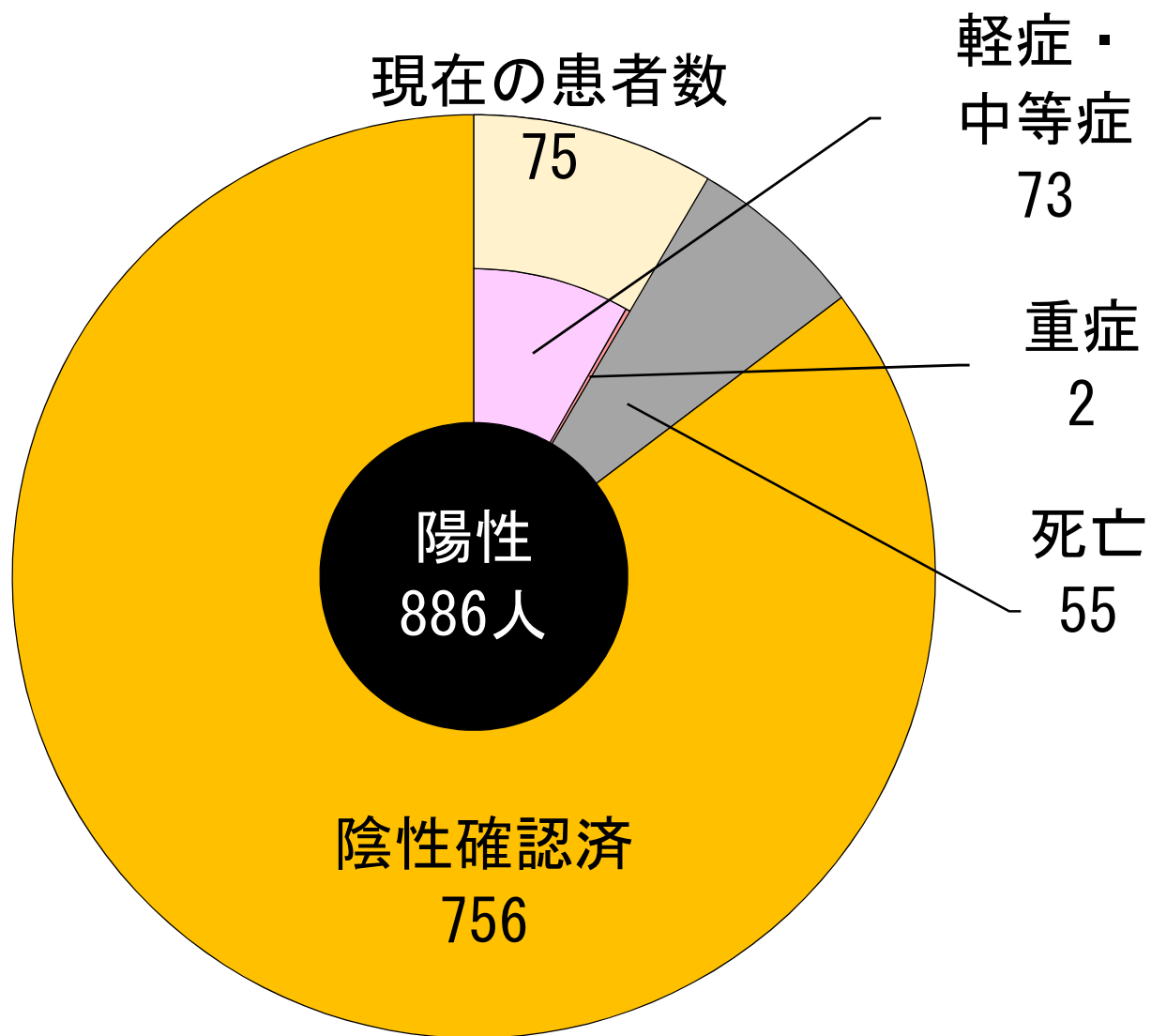


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

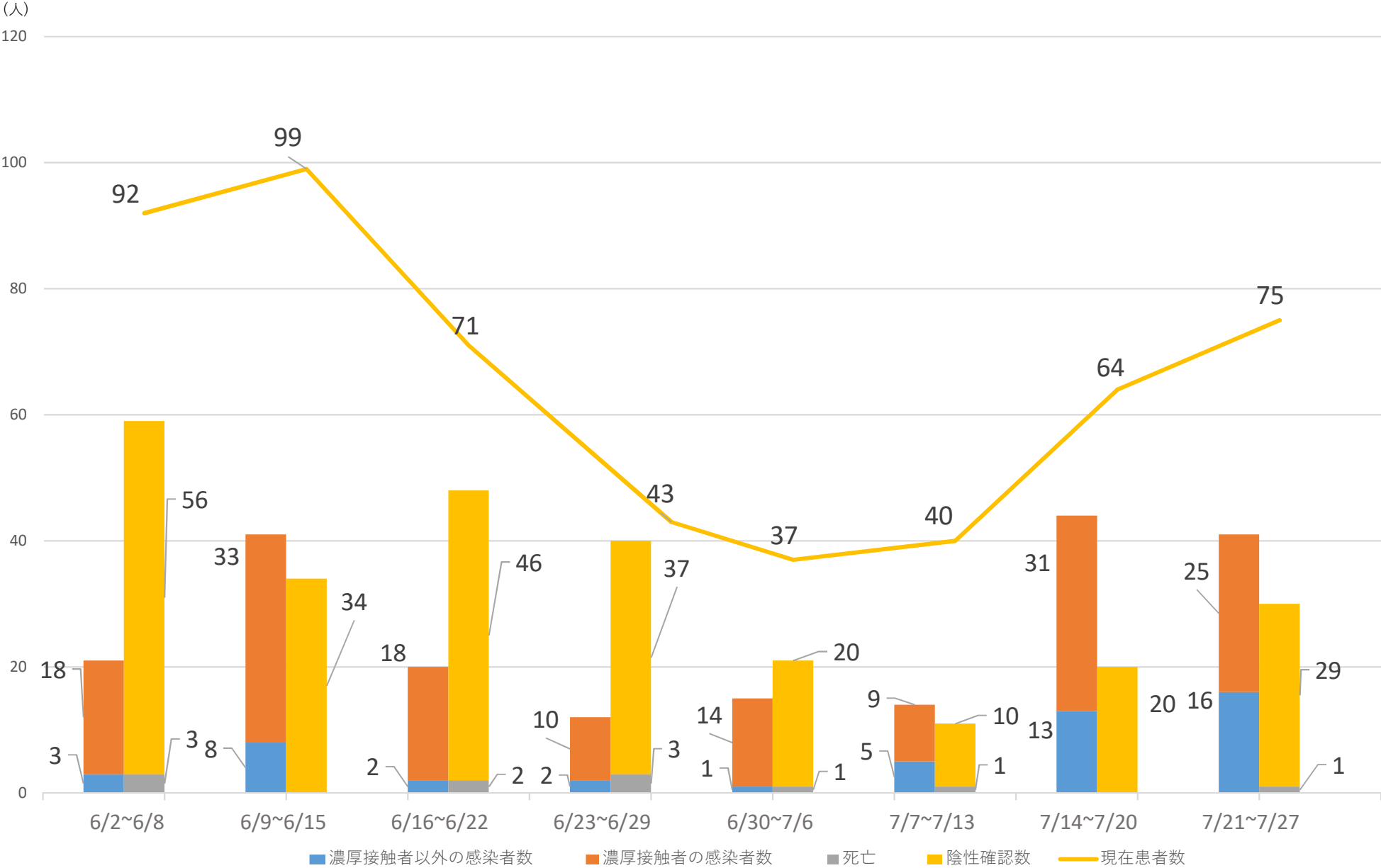
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（7月27日現在）



札幌市における陽性者の状況（7月27日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

<7/7~7/13>

新規感染者数				
14	9	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
		1	8	5

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
610

<7/14~7/20>

新規感染者数				
44	31	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
		17	14	13

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
749

<7/21~7/27>

新規感染者数				
41	25	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
		5	20	16

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
717

※ 最終日分は未反映

解除基準と直近の状況

	解除基準		直近の状況	(参考) 北海道
国	直近1週間の新規感染者数が前週の数を下回る		○	○
	直近1週間の新規感染者数 (10万人あたり)	0.5人程度以下	2.08 ※10人以下で到達	0.86 ※26人以下で到達 (直近45人)
北海道	1日の新規感染者数 (直近1週間の平均値)		10人以下	5.9
	1日のリンクなし新規感染者数 (同上)		3人以下	2.3
				6.4
				2.7

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 1 9 回 本 部 会 議

日時：令和2年7月27日（月）10時30分～

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 議 事

- ・新型コロナウイルス感染症について（報告事項）
- ・イベントの開催制限について（協議事項）
- ・札幌市・北海道合同感染症対策チームについて（報告事項）
- ・感染症拡大防止の取組強化について（報告事項）

3 本部長発言

4 閉 会

資料1	新型コロナウイルス感染症について
資料2	6月以降の段階的緩和
資料3	札幌市・北海道合同感染症対策チーム
資料4	来道者への「北海道スタイル」の周知

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2. 7. 27）

1 発生の状況

- (1) 道内の発生状況及び検査の状況
別紙のとおり
- (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）
7月25日0時までに確認されている感染者は28,786例
入院治療等を要する者6,220名、死亡者は993名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。

- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛

- 等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
 - (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
 - (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
 - (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
 - (47) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)
 - (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を87の国と地域に拡大(4月29日から適用))。
 - (49) 5月1日、専門家会議見解(「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。)」)
 - (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
 - (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
 - (52) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
 - (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
 - (54) 5月14日、専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」、「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など)
 - (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(一部解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
 - (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
 - (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
 - (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(関西3府県が解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
 - (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
 - (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3

週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。

- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (63) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (64) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (65) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (66) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (67) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (68) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (69) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催し、大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日 緊急保健所長会議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
 - 1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催
 - 1月31日 " 第2回本部会議開催
 - 1月31日 緊急保健所長会議

2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催

- (6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班）
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。

- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
（※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始）
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。

- (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (57) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (58) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (59) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (60) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (61) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。

- (62) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間6月16日～7月6日）。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (64) 6月19日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間6月19日～7月5日）。
- (65) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (66) 7月5日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を延長（実施期間6月19日～7月22日）。
- (67) 7月6日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）を解除（実施期間6月16日～7月6日）。
- (68) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (69) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (70) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (71) 7月22日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を8月11日まで延長。
- (72) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年7月26日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1324	7/17	40代	男性	札幌市	調査中
1325	7/17	20代	男性	札幌市	調査中
1326	7/17	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1327	7/18	非公表	非公表	札幌市	あり
1328	7/18	20代	女性	札幌市	あり
1329	7/18	30代	男性	札幌市	調査中
1330	7/18	40代	男性	札幌市	あり
1331	7/18	70代	男性	札幌市	No.1332、No.1338
1332	7/18	70代	女性	札幌市	No.1331、No.1338
1333	7/18	40代	男性	札幌市	あり
1334	7/18	非公表	非公表	札幌市	調査中
1335	7/18	40代	男性	札幌市	No.1322
1336	7/18	40代	男性	札幌市	No.1309
1337	7/18	70代	男性	空知総合振興局管内（岩見沢市）	調査中
1338	7/18	20代	男性	石狩振興局管内（千歳市）	No.1331、No.1332
1339	7/18	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1340	7/19	20代	男性	札幌市	あり
1341	7/19	20代	男性	札幌市	あり
1342	7/19	30代	男性	非公表	No.1322、No.1335
1343	7/19	20代	女性	札幌市	あり
1344	7/19	非公表	男性	札幌市	調査中
1345	7/19	60代	男性	札幌市	調査中
1346	7/19	非公表	非公表	小樽市	調査中
1347	7/19	20代	女性	石狩振興局管内	調査中
1348	7/19	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	あり
1349	7/20	30代	男性	札幌市	No.1329
1350	7/20	非公表	女性	札幌市	No.1334
1351	7/20	非公表	非公表	札幌市	あり
1352	7/21	非公表	非公表	小樽市	No.1346

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年7月26日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1353	7/21	非公表	非公表	札幌市	調査中
1354	7/21	30代	女性	札幌市	あり
1355	7/21	10代	女性	札幌市	あり
1356	7/21	非公表	非公表	札幌市	あり
1357	7/21	非公表	女性	札幌市	あり
1358	7/21	40代	男性	札幌市	調査中
1359	7/21	非公表	男性	札幌市	調査中
1360	7/21	非公表	女性	札幌市	あり
1361	7/21	20代	男性	旭川市	調査中
1362	7/22	20代	男性	札幌市	No.1343
1363	7/22	非公表	非公表	札幌市	調査中
1364	7/22	20代	男性	札幌市	調査中
1365	7/22	30代	男性	札幌市	調査中
1366	7/22	20代	男性	札幌市	調査中
1367	7/22	40代	男性	札幌市	調査中
1368	7/23	非公表	非公表	札幌市	あり
1369	7/23	20代	女性	札幌市	No.1353
1370	7/23	10代	女性	札幌市	あり
1371	7/23	非公表	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1372	7/24	20代	女性	札幌市	あり
1373	7/24	40代	男性	札幌市	調査中
1374	7/24	20代	女性	札幌市	No.1363
1375	7/24	30代	男性	札幌市	No.1364
1376	7/24	30代	女性	札幌市	No.1365
1377	7/24	20代	男性	札幌市	調査中
1378	7/25	20代	女性	札幌市	あり
1379	7/25	30代	男性	札幌市	あり
1380	7/25	20代	男性	札幌市	あり
1381	7/25	非公表	女性	札幌市	No.1369

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年7月26日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1382	7/25	30代	男性	札幌市	No.1365
1383	7/25	20代	女性	札幌市	調査中
1384	7/25	30代	男性	札幌市	あり
1385	7/25	10代	女性	札幌市	あり
1386	7/25	非公表	非公表	非公表	再陽性 (No.1292)
1387	7/26	非公表	非公表	札幌市	調査中
1388	7/26	非公表	男性	札幌市	あり
1389	7/26	30代	男性	札幌市	あり
1390	7/26	40代	男性	札幌市	調査中
1391	7/26	20代	女性	石狩振興局管内	調査中

■検査及び患者の状況 (7月26日現在)

	検査件数	27,003	
1	陽性累計	1,391	A
2	陰性確認済累計	1,196	B
3	死亡累計	103	C
4	現在患者数	92	D (A - B - C)

■宿泊療養施設入所者数

(7月26日14時00分現在)

施設名	入所者数	退所者数	総入所者数
東横INN札幌すすきの南	-	-	-
リッチモンドホテル札幌駅前	0	0	0
アパホテル&リゾート札幌	3	5	28
合計	3	5	28

6月30日付け契約終了

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用制限の施設等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	6/1～6/18	7/10～7/31	8/1～
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベント等の開催制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	全て 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

「北海道スタイル」の実践
による感染拡大の防止
(新しい生活様式の実践 等)

「北海道スタイル」の準備が
整った施設から順次再開

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討

(改訂後)

6月以降の段階的緩和

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～8/31
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来 札幌との不要不急の往来				
使用制限の施設等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	6/1～6/18	7/10～7/31	8/1～8/31
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベント等の開催制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討

設置日・場所

令和2年7月17日 札幌市保健所内

組織体制

- ・市保健所長をリーダーに、PCR検査や疫学調査体制を強化
- ・国立感染症研究所専門家の助言を踏まえた防止策

すすきの地区臨時PCR検査センター

開設日

令和2年7月23日(木・祝)～

開設場所(非公表)

すすきの地区内の従業員等が徒歩で受検可能な場所

検査対象

接待飲食店等の従業員(無症状可)

症例発症店舗の従業員、利用者(無症状可)

その他店舗の従業員(有症状のみ)

夜の街(すすきの)で感染拡大をおさえるために

接待を伴う飲食店で働いている方や7月1日以降、
これらのお店を利用した方は、**すぐに相談を！**

札幌市内にお住まいの方

救急安心センターさっぽろ
(帰国者・接触者相談センター)

○症状のある方、

「#7119」

○症状のない方、

— 一般相談窓口

011-632-4567

市外にお住まいの方

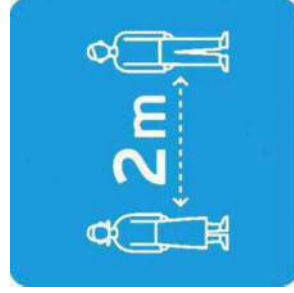
最寄りの保健所にお問合せください。

北海道へお越しの皆さま及び道民の皆さまへ

「新北海道スタイル」の実践をお願いします

☆「新北海道スタイル」とは…

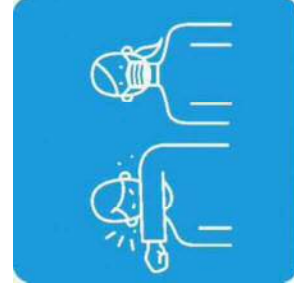
新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、北海道全体で感染リスクを低減させるために従来のライフスタイルやビジネススタイルを変革させていく取組です。



いまは、
きよりをとって



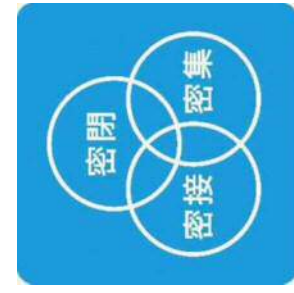
手を洗おう



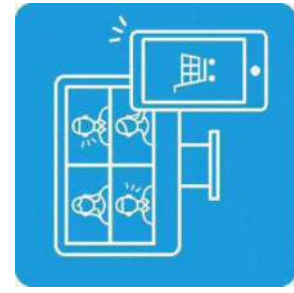
咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
避けよう



オンラインを
上手に使う



テイクアウトや
デリバリーも



北海道 その先の、道へ。北海道

Hokkaido. Expanding Horizons.

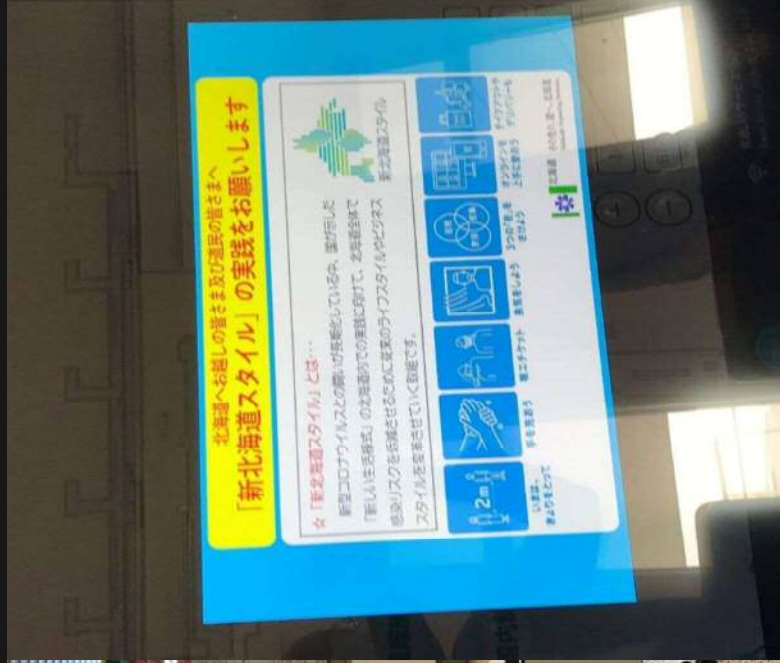
来道者への「北海道スタイル」の周知②

- 道内の主要な交通拠点において、来道者に向けて「チラシの配架」、「ポスターの掲示」、「メッセージのアナウンス」を実施
- 実施箇所は、「新千歳空港ほか道内各空港」、「小樽・苫小牧・室蘭・函館の各港フェリーターミナル」、「新幹線の新函館北斗・木古内駅」、「道内バスターミナル」等

「チラシ」と「デジタルサイネージ」(新千歳空港)



「ポスター」(苫小牧東港)



新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口

(1) 相談実績

相談業務（経営相談・融資制度利用・税・感染症予防等）（1/29～7/27）

累計相談件数：23,070件（来所9,687件、電話13,383件）

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

ア 認定件数：14,517件（7/27現在）

【業種】

建設業 3,152件、小売業 2,025件、飲食業 1,877件、不動産業 971件、医療・福祉 868件、卸売業 714件、製造業 467件、運輸業 432件、情報通信業 267件、電気・ガス・熱供給・水道業 189件、宿泊業 137件、教育・学習支援業 93件、保険業 56件、林業、鉱業 3件、サービス業 3,266件

イ 信用保証協会による融資承諾件数・金額

7/17現在 2,307件 681億4,106万円

2 サッポロさとらんど炊事広場の令和2年度利用中止について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、利用休止を継続していたサッポロさとらんど炊事広場について、令和2年度の利用を中止することといたします。

公園施設（水遊び場、炊事広場）の令和2年度利用中止について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、利用休止を継続していた公園施設（水遊び場、炊事広場）について、下記のとおり令和2年度の利用を中止することといたします。

記

1 水遊び場

市内公園に設置されている全ての水遊び場 72公園

2 炊事広場

市内公園等に設置されている全ての炊事広場 7箇所

（川下公園、厚別川緑地、藻南公園、十五島公園、五天山公園、前田森林公園、札幌ふれあいの森）

「接待を伴う飲食店」関係者の新型コロナウイルス感染症の感染増加に伴う対策方針

< 基本的な考え方 >

ススキノ地区の「接待を伴う飲食店」でクラスターが発生（7月15日公表）するなど感染者が増加傾向にある

⇒ 感染拡大防止を推進し、持続的な社会経済活動につなげていく

< 取組の3本柱 >

- ① 『実態の把握』 …… ハイリスク業態の従業員等への重点的なPCR検査の実施
- ② 『感染予防の推進』 …… 事業者に対するガイドライン遵守の呼びかけ
- ③ 『行動変容の促進』 …… 情報発信によるハイリスク業態、行為等の周知

< 取組を推進する組織体制 >

機動的かつ集中的な取組の推進 ⇒ 札幌市と北海道の合同による対策チームを設置

≪ 名称 ≫ **札幌市・北海道合同感染症対策チーム**

≪ 構成 ≫ 保健所長をリーダーとし、専任職員を配置、PCR検査や疫学調査体制を強化、北海道との連携、国立感染症研究所専門家による助言を踏まえた防止策の実施

< 具体的な取組 >

① ススキノ地区臨時PCR検査センターの設置（7月23日（木・祝）から）

- ・ ススキノ地区内の従業員等徒歩で受検可能な場所
- ・ 受検者へのアンケートによる状況把握

検査は対象を“幅広く”実施

- ・ 接待飲食店等の従業員（無症状可）
- ・ 症例発症店舗の従業員、利用者（無症状可）
- ・ その他店舗の従業員（有症状のみ）

② 事業者向け感染拡大防止対策の推進

- ・ 接待を伴う店舗向けにポスターを配布
- ・ 南4（36号線）～9条、西2～6丁目の店舗に7月20日（月）から順次配布（約3千枚）
- ・ 従業員向けのPCR検査推奨、店舗内での感染防止対策、「北海道コロナ通知システム」の周知

③ 分析結果を踏まえたハイリスク業態・行動等の呼びかけ

- ・ 調査結果を踏まえハイリスクな業態、行動を分析し市民などへ分かりやすく発信

7月1日以降の陽性者数
（7月27日現在）

全体	102名
うちススキノ 夜の街関連 （割合）	41名 （40%）

臨時PCR検査センター検査数

170件
（7月23日～27日実施分）